



大津市公報

令 和 8 年 9 月 1 日
号 外 （第 58 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

- 告 示
- 212 胃がん検診（胃部エックス線検査）等に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 1
- 213 一時預かり保育料（一般型一時預かり事業に係るものに限る。）等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1

告 示

大津市告示第212号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和8年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人滋賀県健康づくり財団 大津市御殿浜6番28号
- 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年7月2日
- 指定公金事務取扱者に指定した期間
令和8年7月3日から令和9年3月31日まで
- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年7月2日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく次に掲げる手数料
 - 大津市手数料条例別表に規定する検診を次に掲げるとおり組み合わせて実施する検診に関し徴収する手数料
 - 胃がん検診（胃部エックス線検査）、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診及び肺がん結核検診
 - 胃がん検診（胃部エックス線検査）、子宮頸がん検診及び乳がん検診
 - 胃がん検診（胃部エックス線検査）、大腸がん検診及び肺がん結核検診
 - 子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診及び肺がん結核検診
 - 子宮頸がん検診及び乳がん検診
 - 大腸がん検診及び肺がん結核検診
 - 大津市手数料条例別表に規定する胃がん検診（胃部エックス線検査）に関し徴収する手数料

大津市告示第213号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和8年9月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - 大津市立幼稚園保育料等に関する条例（平成27年条例第10号。以下「条例」という。）第4条の一時預か

り保育料（一般型一時預かり事業に係るものに限る。）

(2) 条例第5条第1項の乳児等通園支援保育料